

風間浦村観光事業者等感染対策強化事業補助金公募要領

本事業では、安心安全な観光地としての認知度向上と誘客促進のための基盤整備を推進することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、観光事業者等が行う観光施設等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、次の通り公募により、観光事業者等に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業者

風間浦村内に事業所を有し、次の事業を営む事業者を対象とします。

(1) 宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けたものが行う同法第2条第2項及び第3項に規定する営業に係る宿泊施設を経営するもの（国、県及び市町村を除く。）をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。

(2) 観光事業者等

風間浦村内で地場産品を販売する土産品販売店、観光客に飲食を提供する飲食店、観光客に対する体験を提供する事業所等のように主に観光客を対象に事業を営むもの。

2 補助金の交付対象となる事業等

補助金の交付対象となる事業等については、次のとおり要綱で定めています。

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 交付対象となる事業 | 風間浦村内に所在する宿泊施設及び観光事業者等が実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業とする。 |
| 補助金の交付の対象となる経費 | 上記事業のうち、次の1～3の感染症拡大防止対策の取り組みに要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）※詳細は別表1のとおり 1 物品、備品等の購入に要する経費 非接触式体温計、次亜塩素酸水生成器、パーテーションの設置 キーレスシステム、空調整備の導入又は強化 など 2 設備等の工事に要する経費 Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備 スペースの改装に係る設備整備 など 3 機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費 ※令和5年3月31日までの経費が対象となります。 |
| 補助金の額 | 1 補助率 補助対象経費の4分の3以内 2 補助金額 |

| | |
|--------|---|
| | <p>(1) 宿泊事業者</p> <p>①客室総数 20 室以上の宿泊事業者 上限 200 万円</p> <p>②客室総数 19 室以下の宿泊事業者 上限 100 万円</p> <p>(2) 観光事業者等</p> <p>①令和 3 年事業収入が 2,000 万円以上の事業者 上限 200 万円</p> <p>②令和 3 年事業収入が 2,000 万円未満 1,000 万円以上の事業者 上限 100 万円</p> <p>③令和 3 年事業収入が 1,000 万円未満の事業者 上限 50 万円</p> |
| 補助対象期間 | <p>補助事業は以下期間内に実施された事業が対象となります。</p> <p>令和 4 年 7 月 1 日 (金) ~令和 5 年 3 月 3 1 日 (金)</p> <p>※補助事業期間には購入等に係る支払の完了までが含まれます。</p> |

3 提出期日 (募集期間) 等

補助金の申請受付期間や手続き等については次のとおりとします。

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 交付申請の受付期間等 | <p>1 期間</p> <p>一次募集 令和 4 年 7 月 1 日 (金) ~令和 4 年 7 月 2 9 日 (金)</p> <p>二次募集 令和 4 年 9 月 1 日 (木) ~令和 4 年 9 月 3 0 日 (金)</p> <p>※予算の上限に達した場合は上記期間中でも受付を終了します。その場合、風間浦村 HP 等でお知らせします。</p> <p>※交付申請の受付は消印有効です。</p> <p>2 入手方法 風間浦村 HP からダウンロード及び風間浦村役場窓口で配布</p> |
| 提出書類 | <p>【交付申請】</p> <p>法人の場合は①~⑤、⑦、⑧ (個人事業主の場合は①~④、⑥、⑦、⑧) の書類を提出してください。</p> <p>①補助金交付申請書 (第 1 号様式)</p> <p>②事業計画書 (別紙 1)</p> <p>③収支予算書 (別紙 2)</p> <p>④補助対象経費の内容を明らかにした資料 (見積書、請求書等)</p> <p>⑤直近 1 期分の貸借対照表、損益計算書、定款 (法人の場合)</p> <p>⑥直近の確定申告書の写し (個人事業主の場合)</p> <p>⑦導入する備品等の感染防止対策効果がわかる資料 (商品カタログ等)</p> <p>⑧その他村長が必要と認める書類</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>【変更申請】</p> <p>補助事業の内容または経費の配分を変更する場合には、以下の提出書類が必要となります。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合は提出不要です。</p> <p>①事業変更承認申請書（第2号様式）</p> <p>②変更後の事業内容を明らかにした資料（見積書、請求書等）</p> <p>【中止（廃止）承認申請】</p> <p>補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止する場合には、以下の書類を提出してください。</p> <p>①事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）</p> <p>【実績報告】</p> <p>補助事業完了後、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年4月20日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。ただし、交付決定前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から30日を経過した日までに以下の書類を提出してください。</p> <p>①事業完了実績報告書（第4号様式）</p> <p>②事業報告書（別紙3）</p> <p>③収支決算書（別紙4）</p> <p>④領収書又は支払が確認できる書類（振込書の控え等）の写し</p> <p>⑤導入した備品等の店舗・店舗内での利用状況がわかる写真の写し</p> <p>⑥財産管理台帳（第6号様式）※1件50万円以上の財産取得がある場合のみ</p> <p>⑦その他村長が必要と認める書類</p> <p>※必要に応じて現地調査を行う場合があります。</p> <p>【請求】</p> <p>補助金確定通知書を収受した申請者は以下の書類を提出してください。</p> <p>①補助金（概算払）請求書（第5号様式）</p> <p>②振込口座が確認できる書類</p> <p>（法人は法人名義、個人事業主は申請者本人名義の預貯金通帳の表紙とカタカナでの名義、口座番号が記載されている部分の写し）</p> |
| 書類提出先 | <p>〒039-4502</p> <p>青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目28番地5</p> <p>風間浦村産業建設課 宛</p> |

4 その他

- (1) 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- (2) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された

金額全てに応じられない場合があります。

- (3) 補助金の請求について、村長が認めるときは概算払いにより交付することができます。
- (4) 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- (5) 補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付（収益納付）させることができるものとします。
- (6) 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (7) 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。
- (8) 本要領に記載の無いその他詳細は、風間浦村観光事業者等感染対策強化事業補助金交付要綱をご覧ください。

別表1

補助対象経費参考表

| 対象となる例 | |
|---------------|--|
| カテゴリ | 例 |
| 健康管理 | 非接触式体温計、サーモグラフィ |
| 消毒 | アルコール自動噴霧器、消毒液スタンド（足踏み式）、次亜塩素酸水生成器、オゾン発生器 |
| 飛沫防止 | パーティション、遮蔽用アクリル板、遮蔽用ビニールカーテン、食器保護カバー ※設置のためのスタンド等含む |
| 換気 | エアコン（外気換気、空気清浄、除菌のいずれかの機能がある一体型）、空気清浄機（除菌機能付き）、空調設備（高効率換気機能付き）、網戸設置、二酸化炭素濃度検知システム、サーキュレーター |
| 密集、密接の回避 | 客室等のレイアウト変更（密回避を目的としたもの）、セルフチェックインシステム、宿泊カードのオンライン化、混雑状況感知システム、家族風呂、部屋風呂 |
| 抗菌設備 | 抗菌素材の床や壁紙、抗菌畳、高頻度接触部位（ドアノブ・手すり等）の抗菌コーティング |
| 非接触型設備 | 非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式）、自動ドア、キャッシュレス決済、キーレスシステム、自動開閉蓋付きトイレ、自動洗浄機能付きトイレ |
| ワーケーション受入環境整備 | 無線 LAN の整備、スペースの改装に係る設備整備、ワーキングスペースの利便性向上に関する備品購入（防音用パネル、複合機、ホワイトボード等） |
| その他 | 感染防止対策を目的とした送迎車両の追加購入、抗菌・滅菌機器（スリッパ・食器などを殺菌・滅菌する機器） |